

## 東浦町災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町災害対策本部条例（昭和38年東浦町条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、東浦町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により災害対策副本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合の順序は、副町長、教育長の順序とする。

(本部の設置及び廃止)

第3条 東浦町災害対策本部（以下「本部」という。）は、第2非常配備若しくは第3非常配備又は本部長が必要と認めるときに設置し、「東浦町災害対策本部」の標示を掲出する。

2 本部は、原則として東浦町役場内に設置する。

3 本部長は、町の地域内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

4 本部長は、本部を開設し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

(現地災害対策本部)

第4条 本部長は、被災した現地において災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地災害対策本部を廃止する。

(災害対策本部員)

第5条 条例第3条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者並びに町長が指名した者をもって充てる。

2 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

3 職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と本部との総合調整を行う。

(本部員会議)

第6条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する職員で構成し、災害応急対策に関する基本的事項について協議し、その実施を推進する。

3 本部員が不在のときは、当該本部員の属する部の中から代理の者を出席させなければならない。

4 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が会務を総理する。

(本部事務局)

第7条 本部に事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 本部の運営に関すること。
- (2) 災害応急対策等に関し、本部と関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 本部員会議に関すること。
- 3 事務局に事務局長を置き、災害対策本部に関することを所管する課の長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- 5 事務局の職員は、災害対策本部に関することを所管する課の職員をもって充てる。

(部等)

第8条 条例第3条第1項に規定する部に班を置き、班に班長を置く。

- 2 部の組織及び所掌事務は、東浦町地域防災計画に定めるところによる。

(部員)

第9条 条例第3条第2項の規定により置く部員は、一般職の職員のうち町長が指名する職員とする。

(支部)

第10条 本部に支部を置くことができる。

- 2 支部には支部長を置くものとする。
- 3 支部長は、連絡所長をもって充て、自主防災会を統括するものとする。
- 4 支部に所属する部員は、本部長が指名する。
- 5 前項の部員は、本部長の命を受け、東浦町地域防災計画に定める所掌事務を処理する。

(非常配備)

第11条 非常配備の種類及びその時期は、東浦町地域防災計画に定めるところによる。

- 2 本部員及び部員は、非常配備となった場合は、本部長の指示により参集するものとする。
- 3 班員は、非常配備についたときは、速やかに所属する班の班長又は所属する部の部長に報告し、班長又は部長は、当該報告を事務局に報告するものとする。
- 4 非常配備に従事する職員並びにその配備場所及び任務は、本部長が定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。